

令和4年度監査報告

一般社団法人旭川歯科医師会
会長 楠 了悟 殿

私たち監事は、当会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第99条第1項)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第36条及び第45条(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第36条及び第45条)の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決済書類等を閲覧し、当会の主たる事務所において業務及び財産の状況を調査しました。

以上のことによって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書を監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令および定款に従い当会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③当会の業務の適性を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当です。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当会の財産および損益の状況を全て重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和5年5月10日

一般社団法人旭川歯科医師会

監事 井合典郎



同 詫摩安廣



同 三浦一仁

